

## 第1 専攻

第1条 本学館の専攻は、次に掲げるとおりとする。

総合生存学専攻

## 第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、総合生存学館会議（以下「学館会議」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、学館会議で定める。

第3条 入学者の決定は、学館会議で行う。

## 第3 授業、研究指導及び学修方法

第4条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、学館会議で定める。

第5条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第6条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに総合生存学館長に願い出なければならない。

第7条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第8条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、学館会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

(2) 通則第46条の2第1項の規定により本学館に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

## 第4 試験

第9条 科目の試験の期日及び方法は、学館会議で定める。

## 第5 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第10条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、学館会議で行う。

第11条 課程の修了の認定は、学館会議で行う。

## 第6 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第12条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のう

え、学館会議の議を経て、許可することがある。

第13条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

## 1.5 修了要件

総合生存学館のディプロマポリシーは、以下のとおりである。

- 1) 高い倫理性と志並びに強固な責任感を持ち、多元的価値観と多極的世界観を備え、地球社会の調和ある共存に寄与することができる資質と能力を備えていること。
- 2) グローバル社会において自立して活動し、高度な専門職に従事するために必要な理論と実務の双方の能力を備え、職業的倫理を深く理解していること。
- 3) 多様な価値基準が交錯する現代的な社会課題を深く理解し、関連する諸問題を含め、バランス感覚を持ってそれに対応し、解決に導く実現可能性のある手段や方法の選択肢について熟考ができること。
- 4) 公共的な使命を果たすに相応しい強い倫理的責任感を持ち、幅広い分野で指導的な役割を担う個性的な優れた人格を兼ね備えていること。
- 5) 学術的意義、新規性、先進性、独創性、応用的価値を有する論文を完成させ、研究の企画推進能力、研究成果の論理的説明能力、当該研究分野をはじめ関係領域にも関連する幅広い専門的知識、学術研究における高い倫理性を有していること。
- 6) 複雑かつ複合的な諸課題に対して、総合的な視野から先駆的・独創的な学術研究を遂行することができること。
- 7) 本大学院の修了要件としては、原則として5年以上在学し、別に定める「修了に必要な単位数」を修得し、研究指導を受け、かつ、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

なお、修了に必要な単位数は、学年ごとに以下のとおりである。

単位配当表

	1年	2年	3年	4年	5年	計
専門コア科目 (必修)	2単位	—	—	—	—	2単位
専門コア科目 (選択必修)	8単位	—	—	—	—	8単位
専門科目 (選択必修)	—	16単位		—	—	16単位
共通基盤科目 (選択必修)	6単位		—	—	—	6単位
特別研究 (I・II) (必修)	2単位	2単位	—	—	—	4単位
特殊研究 (I・II・III) (必修)	—	—	2単位	4単位	4単位	10単位
産官連携科目 (プログラム必修科目)	4単位	2単位	—	—	—	6単位
計	44単位			4単位	4単位	52単位